平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容  ※小文字記載は指摘事項の概要 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| ２．未収金（貸付金を除く）の検討並びにその検討結果 | | | |
| (4) 個々の未収金の検討の結果 | | | |
| ②　放置違反金について | 担当所属では、過去に10回以上違反が行われた場合を悪質違反事案と定義して、重点的に徴収に向けた取組みを行っているが、現在のシステムの機能の制約があり、検索時点の放置違反金の残高について、未納者別に名寄せを実施し、あるいは過去の違反件数や検索時点での放置違反金の未納件数を自動的に集約することはできない。  すなわち、現状のシステム上で10回以上の違反回数を指定して検索した場合には、車両番号別に過去の違反回数、違反に対する納付件数、未納件数は出力することはできるが、出力情報はあくまで車両番号別のトータルの情報に過ぎない。さらに、この未納件数は、過去不納欠損処理を行ったため現時点では債権としては認識されていないものも含まれている。また、車両の名義変更が行われた場合には、異なる使用者の違反に係る情報が同一の車両番号に集約されてしまう。過去の違反件数が10件以上ある車両はおよそ3,000台程度であるが、これらに係る放置違反金について現在未納となっている件数を把握できていない。  現在のシステムは、債権管理の観点では、極めて不便で、非効率である。また、過去に10件以上の違反を行っているという事実の是非をここでの議論からは除外したとしても、少なくとも、債権管理の観点では、繰り返し督促等を受けておきながら、依然未納の状態を放置している点は問題であり、  債権管理をより厳格に行うためには、未納の事実にも着眼して管理の取組みを行うべきである（意見番号41）。  第二に、いわゆる悪質違反者（過去に駐車違反の事実を10件以上抱える違反者等）に対する対応の甘さである。  違反を10回以上も抱える違反者が生ずる理由の一つに、違反を繰り返す者に対して、十分に使用制限制度を活用していない点が挙げられる。  警察庁の指針に基づき、大阪府でも、使用制限の運用に当たっている。当該基準に定められた処分の免除については、本基準に則って適切に運用されれば、悪質違反者に対しては使用制限が免除されることはないと考えられることから、  徴収率の抜本的な改善に対する取組みとして、使用制限を積極的かつ強力に活用すべきである（意見番号42）。  また、同様に悪質違反者等については、差押えの予告状を送付せずに差押えすることについて、その有効性を改めて検証すべきである（意見番号43）。 | 平成27年度に予算措置された次期放置違反金管理システムは、悪質違反対象者の検索、抽出機能の強化及び統計機能を導入し、平成29年１月から運用開始予定である。  （意見番号41）  　監査以後は、汎用ソフトを活用し使用制限の執行状況を管理している。  　また、車両使用制限をより積極的かつ強力に活用する体制を整えるため、現在は使用制限の意思決定と執行を別々の担当で行っているが、平成28年度から組織改編をし、同一の担当で業務を行う。（意見番号42）  　最終催促状を送付する際に、「納付しない場合は予告なしに差し押さえることもある」旨、記載した書面を同封し、悪質違反者等については、差し押さえの予告状を送付せずに差し押さえる方法を導入した。（平成26年５月実施）  （意見番号43） | 措置  措置  （過去に措置済み） |
| 11．未収金に係る延滞金及び延滞金相当の遅延損害金について | | | |
|  | 延滞金等の金額を常に把握していない以下の所属においては、延滞金等も未収の状況とともに把握を行い、債権回収に向けた督促や交渉等の過程で適時に債務者に情報提供できるような状況にしておくよう、努めるべきである（意見番号81）。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 部局名 | 所属 | 債権分類 | 債権名 | | 公安委員会 | 交通部  駐車対策課 | 強制徴収公債権 | 放置違反金 | | 平成27年度に予算措置された次期放置違反金管理システムは、延滞金計算機能を導入し、平成29年1月から運用開始予定である。  （意見番号81） | 措置 |